

三重都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(三重都市計画区域マスタープラン)

【改訂】

—H23. 3—

| | | | |
|----|-----|---------|----|
| 県名 | 大分県 | 都市計画区域名 | 三重 |
|----|-----|---------|----|

| | 目 | 次 |
|-----------------------------------|------|---|
| 1 都市計画の目標 | | |
| 1) 三重都市計画区域の特性 | P 1 | |
| 2) 都市づくりの課題 | P 3 | |
| 3) 基本理念 | P 3 | |
| 4) 都市計画区域の範囲、規模 | P 3 | |
| 5) 目標年次 | P 3 | |
| ◆都市づくり概念図 | | |
| 2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 | | |
| 1) 判断基準 | P 4 | |
| 2) 区域区分の有無 | P 4 | |
| 3 主要な都市計画の決定の方針 | | |
| 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 | P 5 | |
| 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 | P 7 | |
| 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 | P 10 | |
| 4) 自然環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 | P 10 | |
| 4 都市計画の相互支援と管理 | | |
| 1) 役割分担と相互支援 | P 12 | |
| 2) 計画の管理と継続的改善 | P 13 | |
| ◆付図 | | |

1 都市計画の目標

人口減少・超高齢社会の進行や地球環境問題への対応等、都市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化している。このような中、地域資源を活かし、人々が住み・生活することで、多様な価値を創出し、魅力的な都市生活を送ることのできる持続可能な都市の実現を図るため、大分県においては、『自然の幸・都市（まち）の幸をはぐくみ、次世代につなぐ、私たちの都市づくり』を目標としている。

この目標を実現するため、以下の5つの視点を基本的な考え方として都市政策を進める。

- | | |
|---------------------------------|--------|
| ① 「必要な都市機能が集積した都市づくり」 | 【都市構造】 |
| ② 「地域の魅力や価値の向上があふれる都市づくり」 | 【都市再生】 |
| ③ 「安全で安心して暮らせる都市づくり」 | 【安全安心】 |
| ④ 「歴史・文化を保全し、観光資源を創出する美しい都市づくり」 | 【環境】 |
| ⑤ 「私たちの地域は私たちがつくる地域主体の都市づくり」 | 【地域主体】 |

1) 三重都市計画区域の特性

竹田市、豊後大野市から構成される「豊後大野竹田連携都市圏」は、大野川とほぼ並行に走る国道502号と現在整備中である中九州横断道路を都市間交流軸として、大分市、佐伯、臼杵、阿蘇、延岡方面へ連絡する幹線道路を有し、市街地を大野川流域の広大な田園景観などで取り囲み、その周囲を阿蘇くじゅう国立公園や祖母傾国定公園及び祖母傾県立自然公園の山地・高原の自然地が取り囲んでいる。その中で豊後大野市は、竹田市や大分市と連携して、良好な環境に恵まれた利便性の高い魅力的な都市づくりが期待されている。

本都市計画区域は、大分県南西部、県都大分市から約40kmに位置しており、従来から県の出先機関や国の行政機関が集積し、経済、情報、文化、福祉、教育、交通などの面で県南西部の中心的役割を果たしている。

また、古くから交通の要衝として栄え、石仏をはじめとする古墳・遺跡が多数存在するとともに、全国的に名水の郷として知られるなど、豊かな自然環境や田園環境に恵まれた歴史と文化の町である。さらに、近年の交通網の発達などにより大分都市圏の影響を受け、人口は安定しており、幹線道路沿道を中心に商業施設の立地が進んでいる。

このように、豊かな自然、歴史、文化とともに、都会的利便性も享受でき、人々の価値観が多様化するなかで、今後の発展がますます期待される都市である。

【三重の景観】



—三重の中心市街地—



—三重の自然環境—

2) 都市づくりの課題

道路は、主として国道 326 号と国道 502 号が都市の骨格を形成し、これらの道路が大分市方面と竹田市方面を結んでいる。また、国道 326 号は宮崎県延岡市方面と連携しており、交通の結節点としての機能強化が必要である。さらに、豊肥圏内で中九州横断道路などが整備、計画されており、高速交通時代に対応したアクセス道路の整備が必要である。

市街地は、モータリゼーションの進展により大分市への通勤圏が拡大し、この影響などを受け拡散傾向にある。このため、都市基盤の充実により快適な居住環境の形成、誘導が必要である。また、住宅開発に対する需要を適切に受け止め、良好な都市環境の形成に向けた都市的土地利用と農業的土地利用との調整により、景観の維持と保全に努めることが必要である。

3) 基本理念

本都市計画区域の特性及び都市づくりの課題などを踏まえ、都市づくりの基本理念を以下のように設定する。

本都市計画区域は、豊肥圏の中心的役割を果たすため、拠点機能の向上や魅力を高めることが必要であり、鉄道、道路網による立地特性や環境、景観の維持・保全を活かした特徴ある拠点都市の形成を目指す。また、モータリゼーションなどの進展により、開発の圧力が高まりつつあるが、本都市計画区域の自然環境、田園空間を保全・継承し、良好な市街地の形成を図る。

4) 都市計画区域の範囲、規模

本都市計画区域の範囲、規模は次のとおりとする。

| 区分 | 市町名 | 範囲 | 規模 |
|----------|-------|---------|---------|
| 三重都市計画区域 | 豊後大野市 | 行政区域の一部 | 2,235ha |

5) 目標年次

概ね 20 年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本方針を示す。

なお、都市施設、市街地開発事業については、特に優先的に整備するものを整備の目標として示す。

| 基準年 | 目標年次 |
|---------|---------|
| 平成 22 年 | 平成 42 年 |

三重都市計画区域都市づくり概念図

竹田方面

豐後大野市
清川

白山溪谷

祖母傾県立自然公園

千歳方面

犬飼方面

野津方面

交通結節拠点の形成

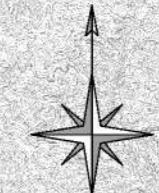
運動

市役所

優良農地の保全

沿道土地利用の誘導

土地利用の整序による良好な居住環境の形成



| 凡 例 | | |
|-----|-----------------------|---------------------|
| 記号 | 名 称 | 備 考 |
| | 旧 行 政 界 | |
| | 都 市 計 画 区 域 | |
| | 主 要 な 幹 線 道 路 | 主な国道・県道 |
| | 地 域 間 連 携 軸 | 一般道 |
| | 住居・商業系土地利用形成ゾーン | 土地利用の整序と良好な居住環境等の形成 |
| | 集落環境保全ゾーン | 農との共生の中で良好な居住環境の形成 |
| | 農村景観保全ゾーン | 農村風景の維持・保全 |
| | 自然環境保全ゾーン | 豊かな緑の維持・保全 |
| | 川辺環境保全軸(拠点) | |
| | 緑の保全及び豊かな自然環境育成拠点 | |
| | 中心市街地、商業業務 中 心 拠 点 | |
| | 産業機能集積拠点 | |
| | 地域拠点 | |

2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1) 判断基準

本都市計画区域は、現在区域区分制度が運用されていない区域である。現在の都市構造などを踏まえ、無秩序な市街化の可能性、都市の求心力、建築基準法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法などによる規制状況、広域的な都市の連携状況などをもとに区域区分の判断を行う。

2) 区域区分の有無

① 区域区分の決定の有無

本都市計画区域では、区域区分を定めないものとする。

② 理由

本都市計画区域は、無秩序な市街化はみられず、都市の求心力もやや弱い。また、今後市街地の拡散も考えられる。しかしながら、土地区画整理事業の実施などにより用途地域内への計画的な人口誘導に努めていること、また農地の多くは農業上の利用を確保すべき土地（農用地区域）として指定されており、今後も関係機関との連携により保全は可能であることなどから、無秩序な市街地の拡散の可能性は小さい。

したがって、本都市計画区域においては区域区分を定めないものとするが、今後とも各種事業の実施による用途地域内への人口誘導と用途地域外における建築形態制限による規制・誘導や関係機関との連携により、農地の保全と無秩序な市街化に対する土地利用規制を行う。

3 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

ア 商業、業務地

三重町駅周辺の中心市街地及び国道 326 号沿道に商業地を配置し、それぞれの役割分担を明確にし、豊肥圏内有数の商業集積を活かした生活密着型の商業拠点の形成や既存商店街の活性化を図る。

このうち、三重町駅前にある既存の商業地は衰退気味であるが、人口定住策の実施や市街地の活性化を進め、商業機能の拡大と充実を図る。また、国道 326 号と三重新殿線バイパス（3.3.11 鬼塚上田原線）が交差する赤嶺地区周辺には沿道型の店舗等が立地しているとともに、今後、三重新殿線バイパスの延伸に伴い新しい形態の商業進出が見込まれるため、その動向を勘案しながら、適切な土地利用誘導を行う。

業務地は、官公庁施設が集積している市場地区に配置し、今後とも業務機能の充実を図る。また、中心市街地の維持の観点から、官公庁施設は郊外に分散させず、集積的に配置し機能の充実を図る。

イ 工業地

玉田、芦刈地区などに工業地を配置し、情報基盤の整備を図りながら企業誘致に取り組む。また、地域社会との調和を考慮して、緑地の確保などにより環境保全に努める。

ウ 住宅地

本都市計画区域では、人口の過半が用途地域内に居住するものの、近年用途地域外の人口増加率が、用途地域内人口増加率を上回っている状況にある。今後、用途地域内の都市基盤の充実を図り用途地域内での人口の収容に努める。

国道 326 号沿道では、立地特性を活かし生活利便性の高い住宅地の形成に努める。また、その周辺部では、都市基盤の充実により良好な居住環境の形成に努める。

② 土地利用の方針

ア 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

国道 326 号と三重新殿線バイパスが交差する赤嶺地区については、都市的土地区画整理事業の可能性が高く、道路整備、主要施設整備などと併せて、農林漁業との調整を図った上で用途地域への編入を検討する。

イ 土地の高度利用に関する方針

三重町駅周辺の中心市街地は、豊肥圏の経済、情報、文化、福祉、教育、交通の中心的な役割を担う地区であり、土地の高度利用の推進により人口定住の促進及び中心市街地の活性化を図る。

ウ 居住環境の改善又は維持に関する方針

人口の増加や核家族化による世帯の増加に伴う宅地需要により、一部ではミニ開発などによる宅地化の進行が見受けられるが、今後は自然との調和を図りながら無秩序な開発を抑制し、秩序ある居住環境の整備を図る。また、土地区画整理事業が完了した下赤嶺地区周辺においては、沿道型店舗と共に住宅の建設を促すとともに、良好なまちなみの維持に努める。

エ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

住民にゆとりとうるおいのある場所を与えるとともに、自然環境の保全、健康の維持増進、レクリエーションの場として、公園・緑地などを体系的に整備する。

オ 優良な農地との健全な調和に関する方針

郊外の農地については、優良農地の保全に努めるものとし、特にまとまった広がりを持つ芦刈地区、内田地区の保全に努める。

カ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

市街地に隣接する斜面には、土石流、地すべり及び急傾斜地の崩壊などの危険性を持つ区域が多数存在する。

これらの区域については、災害から住民の生命を守るために、災害防止工事の施工などの対策を講じるとともに、土砂災害警戒区域等の指定などにより開発行為の抑制を図る。

また、河川浸水想定区域や土砂災害危険区域等の防災情報を横断的に整理し、都市づくりの基礎情報として活用し、災害に強いまちづくりに努める。

キ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

市街地の中にいながらにして緑豊かな自然に接することができる環境を維持するため、祖母傾県立自然公園に連なる山林などの保全に努める。

ク 計画的な都市的土地区画整理事業の実現に関する方針

用途地域外に広がっている農業集落では、現在の農村風景を保全するとともに低密度な集落地の保全に努め、無秩序な開発や建築行為が行われないよう適切な規制・誘導を行い、良好な集落環境の保全に努める。

ケ 大規模集客施設^{*1}の立地誘導方針

多くの人々が利用し都市構造に影響を及ぼす大規模集客施設については、1つの都市を超えて広域的に利用されるため、本都市計画区域においては、「大規模集客施設の立地誘導方針（大分県平成21年5月策定）」に則し、原則として大規模集客施設の立地抑制を図る。

（＊1）大規模集客施設：劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備方針

本都市計画区域は、豊肥圏における交通の拠点に位置し、主要幹線道路として東西方向に国道326号と国道502号が、中央部から南東方向に県道三重弥生線が配置されており、南北方向に三重新殿線バイパスが計画されている。これら、東西・南北方向などの道路が、本都市計画区域の中央部で交差し、ここを中心に放射状の道路網を形成している。また、鉄道網として豊肥本線が通過しており、これら道路、鉄道により陸上交通網が形成されている。

今後も豊肥圏の中心都市として周辺都市との結びつきが強まることや広域交通の整備により交通量の増加も予想されることから、区域内の幹線道路の整備によって円滑な自動車交通の確保を図るとともに、市街地をめぐる環状道路網の整備の推進により、市街地内への通過交通の排除を図る。また、中九州横断道路などの広域幹線道路へアクセスする道路網の整備を図る。

道路網の整備と併せて、既存の公共交通の利用を促進することにより自動車交通量の軽減を図るとともに、コミュニティバスなどの地域の実情に応じた移動ネットワークの形成を進める。

さらに、日常生活に密着した生活道路の整備やネットワーク化により利便性、安全性の向上を図るとともに、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間の整備に努める。

イ 整備水準の目標

都市計画道路の内、幹線道路の改良率は、平成21年度末現在35.8%である。幹線道路が果たす交通処理機能や商工業などの都市活動を支える市街地形成機能、さらに、災害時の避難路や延焼遮断帯となる防災機能などの観点を踏まえ、緊急性の高い路線・箇所について、重点的な整備に努める。

また、代替路線が別途確保されるなど、必要性・優先性に乏しくなった都市計画道路については、適宜見直しを行う。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

| 種 別 | 配置の方針 |
|--------|---|
| 主要幹線道路 | <p>本都市計画区域内における円滑な交通の流れと区域外とのアクセス性を高めるため、主要幹線道路として次の道路を配置する。</p> <p>国道 326 号、502 号（都市計画道路 3・4・2 三重ノ原深田線、3・4・7 鬼塚市場線）</p> <p>県道三重弥生線（都市計画道路 3・4・4 高砂大鷺線）</p> <p>三重新殿線バイパス（都市計画道路 3・3・11 鬼塚上田原線）</p> |
| 都市幹線道路 | <p>主要幹線道路を補完し、都市内の幹線機能を有し市街地の骨格を形成する幹線道路として、次の道路を配置する。</p> <p>都市計画道路 3・4・1 秋葉谷川原線</p> <p>都市計画道路 3・4・3 芦刈下赤嶺線</p> <p>都市計画道路 3・4・5 駅前線</p> <p>都市計画道路 3・4・6 役場前線</p> <p>都市計画道路 3・4・8 内山秋葉線</p> <p>都市計画道路 3・4・9 重政鬼塚線</p> <p>都市計画道路 3・4・10 泉原安養寺線</p> |

イ 鉄道

本都市計画区域の鉄道での玄関口として、三重町駅、菅尾駅が存在する。このうち三重町駅では、アクセス道路、駅前広場、駐車場、駐輪場などの整備を推進し交通拠点の形成を図るとともに、公共交通機関の利用促進を図る。

c 主要な施設の整備目標

特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする路線は次のとおりである。

| 種 別 | 路線名 |
|-----|-------------------------------|
| 道 路 | 都市計画道路 3・3・11 鬼塚上田原線（県道三重新殿線） |
| | 都市計画道路 3・4・5 駅前線（県道三重停車場線） |

d 長期末着手都市施設の見直し

特に優先的に計画の見直しを検討する路線は次のとおりである。

| 種 別 | 路線名 |
|-----|----------------------|
| 道 路 | 都市計画道路 3・4・8 内山秋葉線 |
| | 都市計画道路 3・4・9 重政鬼塚線 |
| | 都市計画道路 3・4・10 泉原安養寺線 |

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

下水道のうち汚水については、既設の集合処理区域を除くすべての区域で個別処理（浄化槽）により生活排水処理施設の整備を進めていくこととする。

河川については、住民の生命や財産を浸水などの災害から守るために、河川流域が有している保水機能や遊水機能の維持や保全に努める。なお、河川空間を住民の憩いとやすらぎの場としても位置づけ、治水と親水を同時に満足するような総合的な河川環境の整備を図る。

イ 整備水準の目標

河川については、近年発生した床上浸水被害の解消を図るとともに、時間雨量50mmに対応する河道整備を図る。

b 主要な施設配置の方針

河川については、住民の生命財産を浸水などの災害から守るために計画的に河川改修を推進し防災に万全を期する。さらに、河川空間は住民の憩いとやすらぎの場として配置し、治水・親水機能を兼ね備えた河川環境整備を図る。

c 主要な施設の整備目標

特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする主要な河川は次のとおりである。

| 種 別 | 名 称 |
|-----|-----|
| 河 川 | 三重川 |

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

住民が快適で文化的な生活を営むために、必要な都市施設の配置、整備を図る。

b 主要な施設の配置の方針

現在、主要な都市施設として、五ヶ町村営火葬場が配置されている。今後、都市計画区域内への人口の集中や都市活動の活発化が予想され、こうした状況のもと住民が快適で文化的な生活を営むために必要な都市施設の配置に努める。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

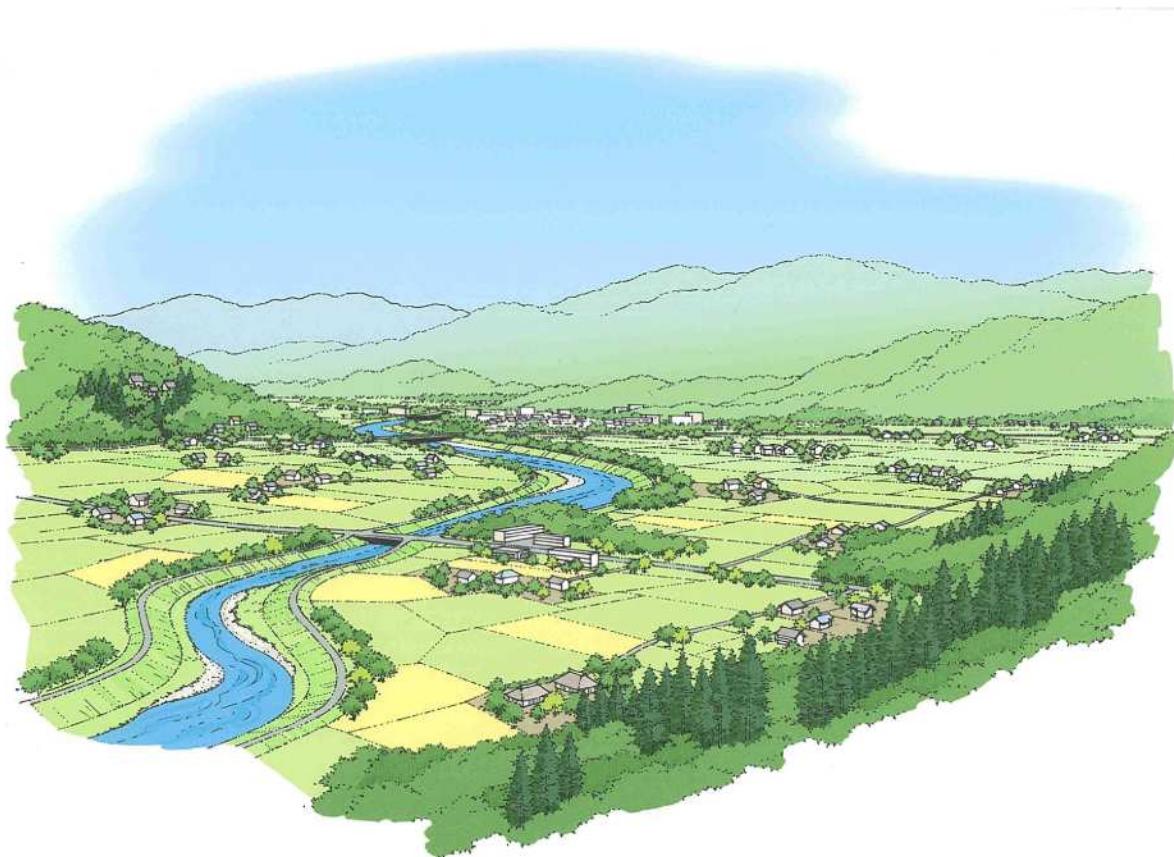
a 主要な市街地開発事業の決定の方針

平成21年度末現在、1地区の土地区画整理事業が完了している。今後、未利用地が介在し、都市基盤の不十分な用途地域については、必要に応じて土地区画整理事業の導入を検討する。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

a 基本方針

市街地を取り囲むように広がる田園空間は、食料供給基盤としてだけでなく本都市計画区域の景観を形成する重要な要素ともなっており、この景観の保全に努める。また、住民の憩いと交流の場となる都市公園の整備・拡充、まちなかみにゆとりとうるおいをもたらす緑の維持・保全や新たな緑の創出に努める。



—自然的環境の整備又は保全のイメージ—

b 主要な緑地の配置方針

ア 環境保全系統

祖母傾県立自然公園に連なる本都市計画区域の西・南の丘陵地については、自然との共生、環境負荷軽減の観点から自然環境の保全に努める。また、三重川をはじめとする河川については、生態系保全、環境負荷軽減の観点から保全に努める。

イ レクリエーション系統

公園・緑地は、住民のレクリエーションや憩いの場となり、生活にうるおいを与えるため、これらを市街地内や住宅地の周辺などに体系的に配置していく。また、大原総合体育館を核とする公共的な運動施設が集積する大原総合公園を、スポーツ・レクリエーションの拠点として位置づけ整備、拡充に努める。

ウ 防災系統

本都市計画区域の骨格を形成している三重川をはじめとする河川は、火災時の防火帯や消火用水利などとして活用する。また、市街地に隣接する河川沿いの農地は食料供給基盤であるとともに、災害時の避難場所や洪水調節機能も担っており積極的に保全する。さらに、都市公園については、災害時避難地としての活用を図る。

エ 景観構成系統

市街地を取り囲むように広がる田園空間は、食料供給基盤としてだけでなく本都市計画区域の景観を形成する重要な要素ともなっており、この景観の保全に努める。また、祖母傾国定公園及び祖母傾県立自然公園に連なる山林と丘陵地景観の保全に努める。さらに、市街地内の主要な道路を中心に街路樹などによる緑化を推進し、緑豊かな都市景観の形成に努める。

c 実現のための具体的な都市計画制度の方針

ア 都市計画公園・緑地などの配置方針

平成21年度末現在、計画決定されている都市基幹公園は、運動公園1箇所 18.4haで、このうち 10.5ha が供用開始しており、面積ベースでの整備率は 56.8%である。

都市施設としての主要な公園・緑地は、今後とも目標年次に向けて整備を図る。

イ 緑地保全地区などの指定目標及び指定方針

市街地内の貴重な樹林地である三重町駅周辺社寺林は、緑地保全地区への指定を検討し、その永続性を図る。工業系用途地域の工場地域の緑地は、緩衝地として存続を図る。また、祖母傾県立自然公園に連なる本都市計画区域の西、南の丘陵地については、風致地区などの指定を検討し、良好な樹林地の維持存続に努める。

d 長期未着手都市施設の見直し

特に優先的に計画の見直しを検討する公園は次のとおりである。

| 種 別 | 名 称 |
|------|--------------|
| 総合公園 | 5・5・1 大原総合公園 |

4 都市計画の相互支援と管理

本都市計画区域が掲げる基本理念に則り、都市計画に係る各種施策、事業などを計画的に進めていくため、県、市及び住民等の責務又は能力に応じた役割分担のあり方を明らかにする。また、各主体間において計画の相互支援と管理を行うことにより、それぞれの取り組みが効果的に連動・連携するよう努める。

さらに、都市計画をより良いものに育てていくことを目的として、計画内容の透明性の確保を図ると同時に、社会経済情勢の変化や住民・市の意向を踏まえて計画内容の継続的な改善を行っていくものとする。

1) 役割分担と相互支援

都市計画の策定又は事業化などに際しては、各主体が個別にそれぞれの役割を果たすだけでなく、各主体が相互に支援しあって取り組みを進めることが重要となるため、以下のような役割分担及び相互支援のもとに計画の推進を図る。

① 県の役割

県は、県土の健全な発展を図ることを目的として、都市計画に係る各種の基準や方針の策定及び広域的見地から必要とされる都市施設に関する計画決定を行い、必要に応じて、整備、開発及び保全の方針などについても、概ね5年ごとに実施される都市計画に関する基礎調査結果に基づいて、適宜計画内容の見直しを行うものとする。また、市及び住民が主体となったまちづくりを支援するため、広域的な観点から調整を図る。

さらに、都市計画に関する情報提供などを随時行うとともに、定期的に開催される「都市（まち）づくり懇談会」等により、多方面からの意見を聴取するものとする。

② 市の役割

市は、県の定める広域的な計画や都市計画に関する基礎調査結果をもとに、県と連携を図りながら、具体的な地域地区などの指定及び都市施設の計画決定などを行うとともに、地域住民の意向を反映したまちづくりを進めることを目的として、市の都市計画に関する基本的な方針の策定（又は見直し）、まちづくり条例の制定などに取り組むものとする。

また、住民に最も身近な自治体として、住民への情報提供、県、市、まちづくりに直接関わる住民及び有識者等から構成される「都市（まち）づくり懇談会」等の継続的な開催運営などを通じて住民参加の仕組みづくりを進めるなど、住民が主体となったまちづくりの促進を図る。なお、まちづくりの活動や、まちづくりを担う人材の育成に対して積極的に支援するものとする。

③ 住民等の役割

住民等は、都市計画は専ら行政の仕事であるというこれまでの意識を転換し、自らが居住又は就業する空間の環境の改善又は保全を図ることを目的として、行政の進める都市計

画に対して積極的に参画するとともに、各種協定やルールなどの締結やその順守によって
自主的な管理運営を図るものとする。

また、各地域又は県の都市計画に関する情報提供を受け、地域の実情に応じたローカル
ルールなど、行政だけでは対応しにくい部分を、都市計画への提案制度などを活用し、積
極的に提案、意向の提示を行うものとする。

④ 各主体間の相互支援

都市計画に係るあらゆる計画・事業について、推進主体だけが単独で取り組むのではなく、他の主体がその取り組みを支援するとともに、必要に応じて進捗や効果などについて
管理するものとする。このため、各主体の計画・事業の透明性を確保するとともに、支援
関係、協働関係を強化するための組織づくりを進めるものとする。

2) 計画の管理と継続的改善

本方針は、法制度などの改正や個別都市政策への対応、社会経済情勢の変化、又は住民・市
の意向を踏まえ適宜見直しを行うものとする。

なお、本方針で掲げた計画内容とその進捗状況については、県と市が協働して、まちづくり
の課題と対応状況を記載した資料を別途作成し、住民に対して広く公表を行うとともに、
意見交換の場として定期的に開催する「都市（まち）づくり懇談会」等で説明を行うものとす
る。また、ある課題の解消に向けて対応策を実施した場合はその効果に対する評価を行い、
対応策が実施されない場合はその理由を明確にするなど、新たな課題の再整理及び新たな
計画内容への反映を適宜行うことにより、継続的に計画内容を改善していくものとする。

□三重都市計画区域
整備、開発及び保全の方針付図

